

## 認可外保育施設助成事業実施要綱

制 定 平成15年4月1日 福保運第120号（局長決裁）

最近改正 令和6年8月7日 こ保運第627号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年12月法律第164号。以下「法」という。）第59条の2に基づき届出を義務づけられた認可外保育施設（以下「施設」という。）に対し、調理担当職員等の保菌検査、施設所有・管理者賠償責任保険加入、入所児童の健康診断受診費用及びブレスチェックセンサー導入に係る費用についての補助金を交付することにより、もって入所児童の処遇向上を図ることを目的とする。

2 施設に対する補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

### （対象施設）

第3条 助成の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次の各号全てに該当する施設とする。

- (1) 横浜市内に所在すること。
- (2) 法第59条の2に基づく届出を義務づけられた施設であり、同条及び児童福祉法施行規則（昭和23年3月厚生省令第11号）第49条の3に基づく適正な届出を行っていること、又は横浜保育室事業実施要綱（平成9年4月1日福保推第18号。以下「横浜保育室事業実施要綱」という。）に基づく認定を受けていること。
- (3) 子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に基づく運営費助成を受けていないこと。また、国・県・その他公益法人等から、この要綱による助成対象経費を含む助成を受けていないこと。
- (4) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - イ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの。
  - ウ 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。
  - エ 個人にあっては、暴力団員に該当するもの。

### （補助対象期間）

第4条 この要綱において、補助の対象となる期間は、補助事業を実施する年度の4月1日から翌年

3月31日までとする。

(対象経費)

第5条 この要綱において、対象施設のうち、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設及び横浜保育室事業実施要綱に基づく認定を受けている施設を除く施設について、助成の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 調理担当職員等の保菌検査実施に係る経費

ア 月ぎめ児童等に供する給食等の調理又は調乳を行っている対象施設において、これらの調理又は調乳を専門に担当する職員に対し、原則として申請の年度内に、毎月1回以上実施する保菌検査に要する経費。

イ 調理又は調乳を専門に担当する職員がおらず、保育と調理を複数の職員が兼務している場合等は、アの規定にかかわらず、兼務している当該職員全てが申請の年度内に行う保菌検査に要する経費。

(2) 施設所有・管理者賠償責任保険等の加入に係る経費

ア 対象施設の欠陥や管理の不備又は保育中の不注意等によって生じた事故に基づき、対象施設の利用児童その他第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合に発生する、経済上の負担を対象とした保険であること。また、対象施設の利用児童を被保険者とする普通傷害保険についても助成の対象とする。

イ 原則として、保険期間1年以上の保険に加入していること。

ウ 第7条に規定する交付申請を行った日が、保険期間に含まれていること。

エ 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた保険と同一の保険（保険内容、種類及び保険期間等が同じ保険）ではないこと。

(3) 入所児童の健康診断受診に係る経費

入所している児童の健康診断を実施する費用であること。

(4) プレスチェックセンサー導入に係る経費

ア 入所している3歳未満児を対象に、睡眠中の事故防止を目的として、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器であること。

イ プレスチェックセンサー導入に要する購入費、初年度にかかるリース料、設置に要する費用を対象とする。

ウ 機器の選定にあたっては、実施主体において、「医薬品、医療機器などの品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下医薬品医療機器等法という。）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等で導入実績があるなどにより、その安全性能の確認ができること。

エ 当該年度内に導入又は設置を完了し、かつ支払を完了する事業であること。

オ 補助申請にあたっては年度内に、保育従事者全てが救命救急に関する研修を受講できるように研修計画を立て、実施すること。なお、代表者等が外部の研修を受講した場合は、施設内の保育従事者に対しても園内研修を行うこと。

カ クレジットカード利用等のクレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象外とする。

キ 一度補助を受けた施設が再度申請する場合は、本経費について補助を受けた年度の末日から10年経過した日後に申請することができる。

2 この要綱において、対象施設のうち、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設について、助成の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 施設所有・管理者賠償責任保険等の加入に係る経費

ア 保育中の不注意等によって生じた事故に基づき、対象施設の利用児童その他第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合に発生する、経済上の負担を対象とした保険であること。また、対象施設の利用児童を被保険者とする普通傷害保険についても助成の対象とする。

イ 原則として、保険期間1年以上の保険に加入していること。

ウ 第7条に規定する交付申請を行った日が、保険期間に含まれていること。

エ 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた保険と同一の保険（保険内容、種類及び保険期間等が同じ保険）ではないこと。

3 この要綱において、横浜保育室事業実施要綱に基づく認定を受けている施設について、助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 入所児童の健康診断受診費用助成

入所している4、5歳児の健康診断を実施する費用であること。

（補助金の交付額）

第6条 補助金は、対象施設に対し、第5条に定める経費について対象施設の設置者が負担した額と別表に定める助成単価に基づき算出した助成基準額とを比較して、いずれか少ない額を限度として交付する。

（交付申請）

第7条 補助金等の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、補助金規則第5条第1項各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、「認可外保育施設助成金交付申請書」（第1号様式）及び第1号様式別添1を、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設は「認可外保育施設助成金交付申請書」（第1号様式の2）及び第1号様式別添1を用いなければならない。

3 施設所有・管理者賠償責任保険等の加入に係る経費についての補助金の交付を受けようとするものは、下記に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 加入保険の保険証券の写し又は加入していることが確認できる書類

(2) 加入保険の保険料の金額が確認できる書類

(3) 加入保険の対象施設に当該施設以外も含まれる場合、対象施設の保険料が確認できる書類

4 入所児童の健康診断受診に係る経費についての補助金の交付を受けようとするものは、下記に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 嘱託医契約に検診費用が含まれる場合、嘱託医契約書の写し

(2) 保護者に検診を依頼する場合、その旨の保護者向け通知書の写し

5 ブレスチェックセンサー導入に係る経費について補助金等の交付を受けようとするものは、下記に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) ブレスチェックセンサーの機能等を詳細に確認できる資料。なお、医薬品医療機器等法に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等で導入実績がわかる資料を含む。

(2) プレスチェックセンサーの導入に係る経費及び内訳が確認できる資料。なお、リースの場合は初年度にかかる費用がわかる資料を含む。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、この要綱に規定する交付要件を欠くと認めるときは、必要に応じ是正の指導を行うものとする。

3 市長は、第1項の調査の結果により、補助金の交付をしないことと決定したときは、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(交付の決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、申請者に対し、速やかに、「認可外保育施設助成金交付決定通知書」(第2号様式)を、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設は「認可外保育施設助成金交付決定通知書」(第2号様式の2)を、横浜保育室事業実施要綱に基づく認定を受けている施設は「認可外保育施設助成金交付決定通知」(第2号様式の3)を交付するものとする。

2 前条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、「認可外保育施設助成金不交付決定通知書」(第3号様式)により行うものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金規則第7条各号に規定する条件の他、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 交付された補助金を、要綱で定める以外の目的に流用しないこと。

(申請の取下げの期日等)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定による補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから10日後の日とする。

(補助金交付の決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合の他、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助金の交付申請又は請求に関し、虚偽又は不正な手続きが認められたとき。

(2) 第3条に定める要件を満たさなくなったとき。

(3) 第9条に定める交付条件に反したとき。

(実績報告及び交付の請求)

第13条 交付決定を受けた申請者は、助成対象事業が完了したときは速やかに、「認可外保育施設助成事業実績報告兼助成金請求書」(第4号様式)、法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設は「認可外保育施設助成事業実績報告兼助成金請求書」(第4号様式の2)、横浜保育室事業実施要綱に基づく認定を受けている施設は「認可外保育施設助成事業実績報告兼助成金請求書」(第4号様式の3)に助成対象経費に応じて次の各号に掲げる書類を添付し、市長に実績報告及び交付の請求をしなければならない。交付決定を行った市の会計年度が終了した場合も同様とする。

(1) 保菌検査に係る経費

ア 保菌検査の領収書の写し又は支払ったこと証明する書類の写し

イ 保菌検査を実施した人数と金額が月ごとに確認できる書類、請求書又は検査結果通知の写し

(2) 施設所有・管理者賠償責任保険等の加入に係る経費

ア 保険証券の写し及び保険料領収書の写し又は支払ったこと証明する書類の写し

イ 保険の対象が複数の施設にまたがる場合は、当該施設の保険料が確認できる書類など

ウ 人数により保険料が変動する保険については、追加加入した保険証券の写し及び保険料領収書の写し又は保険料を支払ったことが確認できる書類など

(3) 入所児童の健康診断受診に係る経費

ア 医師又は医療機関からの領収書又は支払ったことを証明する書類の写し

イ 受診児童の実人数が確認できる書類

ウ 保護者に健康診断の受診を依頼する場合は、保護者が医療機関で検診を受診した領収書(児童名、金額、日付、検診費用と明記のもの)、及び施設が保護者に費用を支払ったことが確認できる書類(児童名、保護者名、年度内に支払ったことがわかるもの)の写しなど

(4) プレスチェックセンサー導入にかかる経費

ア 事業者からの領収書又は支払ったことを証明する書類の写し

イ 救急救命に関する研修を受講したことを証明できる書類の写し。証明できる書類がない場合は、申込書の写しや申し込んだ研修の詳細がわかるチラシなど

ウ 救急救命に関する研修を代表者が受けた場合は、園内研修を行った記録の写し(開催日時、場所、受講者一覧、内容について記載があること)

2 補助金規則第14条第1項第2号及び第3号に規定する書類の添付は省略する。

3 補助金規則第18条第1項の規定にかかわらず交付請求書の提出先は市長とする。

(補助金額の確定通知)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、「認可外保育施設助成金額確定通知書(5号様式)」を交付する。

(交付の時期等)

第15条 補助金は前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。

(関係書類の保存期間)

第16条 補助金規則第26条の規定による関係書類の保存期間は、助成の対象となる年度の翌年度から起算して5年間とする。

(警察本部への照会)

第17条 市長は、必要に応じ申請者（又は第7条の交付の決定を受けたもの）が、第3条第1項第4号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認が行うことができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 第4条第1項各号に定める経費について補助金の交付を受けた場合であって、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

別 表

項目	対象経費	助成単価（上限額）
調理担当職員等の保菌検査実施に係る経費	月ぎめ児童等に供する給食等の調理又は調乳を行っている対象施設において、これらの調理又は調乳を専門に担当する職員に対し、原則として申請の年度内に、毎月1回以上実施する保菌検査に要する経費。 調理又は調乳を専門に担当する職員がおらず、保育と調理を複数の職員が兼務している場合等は、兼務している当該職員全てが申請の年度内に行う保菌検査に要する経費。	1人当たり 月額 700円 1施設当たり 月額上限 2,300円 ※ 年度の途中で事業譲渡等に対象施設を運営する者が変更した場合も、上限額は同様とする。
施設所有・管理者賠償責任保険等の加入に係る経費	当該施設の欠陥や管理の不備及び保育中の監督不注意等によって生じた事故に基づき、当該施設が児童（第三者を含む）に対して法律上の賠償責任を負った場合に発生する、経済上の負担を対象とした保	1施設当たり 年額 15,000円 ※ ただし、年度の途中で法に基づく届出を行った施設については、当

	<p>険の保険料及び当該施設の利用児童を被保険者とする普通傷害保険の保険料。</p>	<p>該届出を行った日の属する月以降を対象とした月割りで助成基準額を算出する。</p> <p>また、年度の途中で廃止した施設については、廃止した日の属する月以前を対象とした月割りで助成基準額を算出する。</p> <p>※ 年度の途中で事業譲渡等で対象施設を運営する者が変更した場合も、上限額は同様とする。</p>
<p>児童の健康診断受診に係る経費</p>	<p>当該施設が入所児童の健康管理を図るため、継続して保育している児童の健康診断受診費用。</p>	<p>児童1人当たり 年額 2,800円</p>
<p>ブレスチェックセンサー導入にかかる経費</p>	<p>対象物品の購入費、リース料、設置に要する工事費</p> <p>なお、リース料については初年度にかかる経費のみを対象とする。</p> <p>対象物品については、医薬品医療機器等法に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等で導入実績があるなどにより、その安全性能の確認ができること。</p>	<p>補助率：対象となる費用の3/4 1施設上限：225,000円</p> <p>※ 年度の途中で事業譲渡等で対象施設を運営する者が変更した場合も、上限額は同様とする。</p>

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年度予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

2 改正前のこの要綱の規定による平成19年度以前の予算に係る補助金の支給の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年8月7日から施行する。